

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」変更案に対する意見

公益社団法人全国消費生活相談員協会
理事長 増田悦子
公益社団法人全国消費生活相談員協会
消費者教育研究所 所長 吉川萬里子

公益社団法人全国消費生活相談員協会は全国の消費生活センター等で消費生活相談を担う消費生活相談員を主な構成員とする公益社団法人です。

今回の「消費者教育の推進に関する基本的な方針（案）」は、平成 25 年に策定された「基本的な方針」を踏まえ、その後の社会情勢の変化を加味し、消費者のさらなる自立を促すために必要な措置を講じる施策の展開が記されており、この案全体は概ね評価いたします。

そのうえで、消費生活相談員として相談業務に加え消費者教育にも深く関わっている立場の団体として以下の意見を述べます。

1. 消費者教育推進地域協議会について

消費者教育推進法では、消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めることとされ、本基本方針の中にも、消費者教育の推進のために、消費者教育推進地域協議会の活用が数カ所にわたり述べられている。消費者教育推進協議会は p 40 にあるように、都道府県においておおむね設置されつつあるが、同法 20 条 1 項の規定を満たすものであれば、例えば消費生活審議会等と兼ねるものやその部会としておかれるものを含むとされているため、消費生活審議会等と兼ねるものやその部会であるものが多く、十分な審議がされているのかは疑問である。多いところで年に数回開催される審議会に消費者教育に関する検討事項を加える程度であれば、十分な審議が行なわれないのではないかと。

消費者教育推進地域協議会は消費者教育の推進に大きな役割を果たすものであり、特に都道府県消費者教育推進地域協議会の充実が、消費者教育の推進に必須のものであり、その旨の記述が必要である。

2. 消費生活センターが消費者教育の拠点としての任務を十分担えるようにする為に

- (1) 消費生活センターを地域の消費者教育の拠点と位置づけ、また消費者教育の担い手を育成する拠点としているが、多くの消費生活センターの職員体制、相談員体

制では相談業務を行なうことが精一杯の状況で、消費者教育を進める体制にはなっていない。

また、p 26に、「消費生活相談員の適切な処遇等の措置を講ずることが期待される」とあるが、上述のような状況の消費生活センターは職員体制の充実も含め、消費生活センターの業務の充実が図られることが必要で、そのことを述べたうえで、消費生活センターが消費者教育の拠点としての役割を十分果たすことができると述べるべきである。

p 20に「国においては、国自らが実施すべき施策を着実に進めるとともに、地域における消費者教育の取組を促進するため、財政支援や情報面での支援などを含め、必要な施策を検討し実施する」とあるので、国が地方の消費生活センター業務の充実のための財政支援を図るべきであることを明記する必要がある。

- (2) 地方消費者行政交付金の活用により、地方消費者行政の充実が図られ、相談員体制の整備や消費者教育事業が多少進められてきたが、交付金が修了する平成30年以降、地方の消費者行政が後退するのではないかとの懸念がある。

全国消団連が行なった都道府県の消費者政策部署へのアンケートによると、消費者教育関連事業を縮小せざるを得ない等の回答が多くあり、事業縮小の優先順位のはじめに、研修や啓発事業があげられていることから、消費者教育後退の不安は大きくなっている。消費生活センターが消費者教育の拠点となって、消費者教育を企画・実施し、関係者をつなぎ、場を提供するためには、交付金等による支援は今まで以上に必要となる。

- (3) 消費者教育コーディネーターの配置はわずかながらすすみつつあるものの、消費者教育コーディネーターにどのような役割を求めるとかが明確に示されていない。消費者教育コーディネーターが自らの資質を発揮して実効性のある消費者教育を展開することができるような環境整備が必要であること明記されたい。
- (4) P27に記載がある高齢者・障害者への見守りと消費者教育について、地域の消費者問題に興味がある方々を対象に、サポーター（市民講師）養成講座は、10年以上前から各地で行われているが、実際の活動に結びついていないケースが多く見受けられる。養成講座は、市民の消費者力の底上げにはなっているが、目的である地域への啓発活動につなげるには、養成後の行政のバックアップ体制の構築が必須である。バックアップとはサポーター（市民講師）が活動しやすいような支援として消費生活センターなどにその場の確保、活動先の開拓や活動するために必要な交通費程度の経済的負担を負うべきではないか。また、消費者教育コーディネーターや相談員の出前講座との連携も、草の根的に消費者教育を広げるために必要である。

3. 学校における消費者教育の充実について

平成29年3月に幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領が改訂され、高等学校も平成29年度に改訂される予定であり、平成30年度から34年度は、移行期間や全面実施期間にあたる。改訂された小学校、中学校の学習指導要領には、消費者教育に関する内容が盛り込まれ、消費者教育の充実が期待される。

消費者教育をより実践的に行なうには、地域の消費生活センターの役割は大きく、その充実のためには行政機関内はもとより、地域、企業との連携が必要である。こうした連携をより実効性のあるものとするためには、地方公共団体の首長及び教育委員会の牽引が重要となってくるのではないかと。

また、都道府県、政令市等における幼稚園・小学校・中学校・高等学校等各教育機関に、消費者教育の中心となる消費者教育サポーター(コーディネーター)を配置し、消費生活センターに配置されている消費者教育コーディネーターと連携して消費者教育が実践される仕組みの構築が必要であることを明記されたい。

4. 消費者教育の内容の充実について

消費者教育の内容を充実させるために、他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進は、重要な視点である。P22にあるように、法教育、主権者教育、キャリア教育との連携は、消費者市民社会の形成を謳う消費者教育にとっては、重要な内容の教育となり密に行う必要がある。消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方(私的自治の原則、契約自由の原則など)を理解し、その背後にある公正・自由・責任という法的視点を考える態度を身に付ける法教育、社会構成員の一人として、主体的に他者と連携協働しながら生きる力を育成する主権者教育、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見出すキャリア教育との緊密な連携は、消費者教育の内容の充実が図られるものと期待される。

5. 地方公共団体と消費者団体、事業者・事業者団体との連携について

「行政が中心になり、消費者団体や事業者・事業者団体の消費者志向経営の視点での消費者教育の役割が期待される」とされている。しかし、これまでも地域の消費者団体への支援、事業者・事業者団体の連携の具体は示されず、今後も実現が懸念される。支援の在り方、連携の在り方等について示す必要がある。

平成30年1月25日